資料６

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1　　人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上

施策の方向1　男女共同参画に関する広報･啓発の推進

基本施策１　　男女共同参画推進のための広報・啓発の一層の推進				
○人権週間や男女共同参画週間などの機会を捉え、人権及び男女共同参画に関する啓発記事を掲載します。 ○男女共同参画情報紙「ゆい」を発行し、男女共同参画に関する理解の促進と啓発を実施します。 ○男女共同参画社会基本法を始め、豊川市男女共同参画推進条例などの法律、条例を市民に周知し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発と協力を促します。 ○各種パンフレットや啓発物品などを配布、貸出します。 ○講演会、講座、研修会など、市民協働などの手法を取り入れながら実施します。				
個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
広報紙への記事掲載	1	人権生活安全課	広報6月号に男女共同参画週間についての記事を掲載し、啓発活動を実施します。 広報10月号に情報紙「ゆい」（第49号）発行、広報３月号に情報紙「ゆい」（第50号）発行のお知らせを掲載します。 広報11月号に「女性に対する暴力をなくす運動」に関する記事を掲載します。	

男女共同参画情報紙「ゆい」の発行	2	人権生活安全課	情報紙「ゆい」を年２回（９月、３月）各3,500部発行します。市内公共施設に設置し、金融機関やファミリーフレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業などに配布し、講座などにおいて市民に配布します。また、広報とよかわにQRコードを掲載します。 紙面には、男女共同参画社会への理解を深めることを目的とし、国や自治体の最新の動向や市の事業の概要などを掲載します。 情報紙「ゆい」のデータ版を結ネットや市SNSに掲載し、広く周知します。	
豊川市男女共同参画推進条例に関するパンフレットの配布	3	人権生活安全課	男女共同参画週間（６月23日～６月29日）に合わせ、６月23日～６月29日の期間に本庁舎ロビーにてパネルの展示やパンフレットの配布を行います。	
関係法令等の周知	4	人権生活安全課	男女共同参画週間（６月23日～６月29日）に合わせて、６月23日～６月29日の期間に本庁舎ロビーにて男女共同参画社会基本法などに関するパネルを展示します。 また、情報紙「ゆい」に男女共同参画に関する法令等について掲載し、講座等でパンフレットや情報紙「ゆい」を配布します。	

各種パンフレット、チラシ等啓発物品の配布	5	人権生活安全課	講演会や講座等の各種イベントにおいて、男女共同参画に関するパンフレットや啓発物品を配布します。	
ジェンダーチェックリストの配布	6	人権生活安全課	市民から要望があった場合に、ジェンダーチェックリストの配布を実施します。	
ビデオ、DVD、書籍、パネル等の貸出	7	人権生活安全課	啓発用DVDや書籍、パネルの貸出事業についてホームページに掲載します。 貸出事業について記載した情報紙「ゆい」を講座等で配布します。 また、ウィズとよかわにおける書籍貸出事業を実施します。	
男女共同参画講演会、講座、研修会、セミナー等の開催	8	人権生活安全課	「とよかわ市民協働推進計画」に基づくまちづくりを目指すとともに、広く市民に男女共同参画に対する理解と関心を高めるため、市民活動団体の特性を生かした講座を開催します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1　　人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上
施策の方向1　男女共同参画に関する広報･啓発の推進

基本施策２　　男女共同参画に関する調査研究及び情報発信の強化

〇国や地方公共団体などの男女共同参画に関する情報の収集に努め、ホームページや情報紙を通じて分かりやすく提供します。
〇男女共同参画に関連する市民活動の情報を収集・提供します。
〇市民や事業所、職員などに対し男女共同参画に関する総合的な意識調査を定期的に実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
男女共同参画資料の収集と提供	1	人権生活安全課	国や県、他の自治体からの情報を収集し、広報や市ホームページ、情報紙「ゆい」を通して男女共同参画関連情報を提供します。	

国県との連携強化と他自治体との情報交換の推進	2	人権生活安全課	国や県の通知やホームページから情報を収集し、広報や情報紙「ゆい」に掲載します。 東三河5市担当者会議に参加し、各市の男女共同参画に関する取り組みについて情報交換や意見交換を行います。 引き続き「パートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる自治体間連携に関する協定」及び「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」により連携します。	
ボランティア･市民活動登録制度の実施	3	市民協働国際課	とよかわボランティア・市民活動センターへの登録を推進し、市民協働に関する情報を収集・提供します。	
ボランティア･市民活動団体情報紙等の発行と配布	4	市民協働国際課	活動団体の情報を広く提供するために、ボランティア・市民活動情報紙を発行します。	
豊川市市民意識調査の実施	5	秘書課	2年に1度の事業であるため、令和8年度は実施しません。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1　　人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上
施策の方向1　男女共同参画に関する広報･啓発の推進

基本施策３　　多様なメディアを活用した男女共同参画の推進

〇新聞・テレビなどのメディアにおいて人権及び男女共同参画に配慮した表示や表現をするよう働きかけます。
〇公的出版物、ホームページなどの文章表現やイラスト、写真においてジェンダーの視点に配慮した取組を進めます。
〇児童・生徒が課題や目的に応じて必要な情報を主体的に選択、判断、表現、処理し、受け手の状況などを踏まえて発信、伝達できる能力を養います。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
表現のガイドラインの普及啓発	1	人権生活安全課	「表現のガイドライン」を改訂した「豊川市男女共同参画の視点からの公的広報表現のガイドライン」を広報物の作成時等の参考とするよう市職員へ周知し、また市ホームページに掲載します。	
マスコミ、各種団体への啓発	2	人権生活安全課	「豊川市男女共同参画の視点からの公的広報表現のガイドライン」について、市ホームページに掲載します。	

ジェンダーの視点を取り入れた広報活動の実施	3	秘書課	ジェンダーの視点に配慮した広報活動を行います。	
	4	人権生活安全課	情報紙「ゆい」や講座のチラシ等の文章表現、イラスト、写真などにおいてジェンダーの視点に配慮する取り組みを行います。	
メディアリテラシー向上のため、理解し易い事例を示しての広報活動などの実施	5	人権生活安全課	市ホームページに「男女共同参画に関する用語辞典」を昨年度に引き続き掲載します。 また、男女共同参画週間（６月23日～６月29日）に合わせて６月23日～６月29日の期間に、本庁舎ロビーに用語解説を掲示します。	
情報モラルについて学ぶ授業の実施と活用できる教材ソフトの導入	6	学校教育課	各教科、道徳科、特別活動、総合的な学習の時間等、学校の教育活動全体で情報モラルについて学ぶ機会を設けます。また、ＩＣＴ教育支援員を有効活用し、教員向けの研修や児童生徒への支援を行います。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1　　人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上
施策の方向1　男女共同参画推進のための広報・啓発の推進

基本施策4　性的指向や性自認についての理解促進
○児童・生徒に対し、性的指向や性自認についての理解を含めた人権教育の促進に努めます。 ○性の多様性の理解促進のため、講座の実施、情報紙等による啓発に努めます。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
性教育の実施	1	学校教育課	養護教諭部会で作成した「いのちの学習プログラム」をもとに、各小中学校で児童生徒の発達段階に応じて性教育を行います。また、保健の学習でも、性に関する内容を行います。	
性の多様性に関する相談事業の実施	2	人権生活安全課	プリオ５階市民相談室において、毎月第１・３金曜日、毎月第２火曜日、年４回日曜日に女性相談員による「女性悩みごと相談」（性の多様性に関する相談にも対応）を実施します。	

性の多様性に関する講座の実施	3	人権生活安全課	性の多様性への理解を深める講座として、「LGBTQを知る基礎セミナー」（市民向け）を実施します。	
性の多様性に関する啓発	4	人権生活安全課	市ホームページや広報等で啓発を行います。 各種講座等参加者へ性の多様性に関するチラシを配布します。 「パートナーシップ・ファミリーシップ制度にかかる自治体間連携に関する協定」及び「パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク」に参加します。 性の多様性を認める環境づくりへの協力を求めるチラシを作成し、商工会議所を通して市内企業に配布します。	
豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の周知及び運用	5	人権生活安全課	**市ホームページや広報等で啓発を行います。 各種講座等参加者へ豊川市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度に関するチラシを配布します。**	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標1　　人権を尊重した男女共同参画社会に向けた意識の向上
施策の方向2　子どもへの男女共同参画の理解の促進

基本施策５　　保育及び学校における人権教育及び男女共同参画の推進
○児童・生徒にお互いの個性や能力を尊重し、協力して行動する心の育成を図るため、人権の尊重と男女共同参画についての学習を学校の実情に応じて実施します。 ○男女共同参画を考慮した学習教材を選択します。 ○保育園や小・中学校の事業に性別を問わず多くの保護者や家族、地域住民が参加できる機会をつくります。 ○児童・生徒の男女共同参画についての関心を高めるため、作品の募集及び募集した作品の展示をし、市民に対して啓発を行います。 ○小・中学校の実情に応じて男女混合名簿を取り入れ、名簿の扱いについては、個人情報の漏えいに注意します。 ○心の問題を抱える児童・生徒やその保護者及び小・中学校関係者に対する心理教育相談を実施します。 ○教員、養護教諭、保育士を対象に研修を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
人権及び男女共同参画に関する学習の実施	1	学校教育課	学校生活全体を通して、人権の尊重や男女共同参画について意識を高めたり、理解を深めたりできるような教育活動を行います。 中学校３年社会科では男女共同参画について考える機会を設けます。 また、人権週間を中心に、道徳科の授業や学級活動、集会など、それぞれの学校で実施します。	

道徳･特別活動等の実施	2	学校教育課	道徳科の授業や学級活動の時間を中心に、発達段階に応じた年間計画を作成し、計画的に人権の尊重と男女共同参画にかかわる授業を実施します。	
学校公開日の設定	3	学校教育課	各学校の実情に応じて学校公開日を実施します。	
保育園行事の休日等の開催	4	保育課	地域の状況に応じて行事の開催を工夫したり保護者や地域の方が少しでも参加できる機会を作ります。	
保護者、地域参加連携型事業の実施	5	学校教育課	各学校の実情に応じて学校公開日を実施します。	
	6	保育課	保育園や地域の状況に応じて行事を分散化したり、ミニ体験や育児相談を予約制にしたりする等、工夫しながら保護者や地域の方が参加できる機会を作ります。	
ポスター、習字等作品の募集及び展示事業の実施	7	人権生活安全課	市内小学校６年生を対象に「男女共同参画啓発ポスター・習字募集事業」を実施し、入賞者の表彰を行い、イベント等において入賞作品を展示します。 優秀作品を掲載した啓発物品を作成し、イベント等で配布します。	

男女混合名簿の導入	8	学校教育課	全校で男女混合名簿を作成し、学校の実情に応じて、活用の幅を広げます。	
心理教育相談事業の実施	9	学校教育課	本室週５日、音羽分室週５日、小坂井分室週１日、心理教育相談室「ゆずりは」にて、相談事業を実施します。ゆずりは心理士による巡回相談（小学校・保育園）も実施します。早期諸対応の必要性から、年中から中学３年生までを相談対象とします。	
教職員･保育士向けジェンダー研修の実施	10	人権生活安全課	新規採用職員向けに、男女共同参画の講座（LGBTQへの理解促進を含む）を実施します。性の多様性への理解を深める講座として、「LGBTQを知る基礎セミナー」（市民向け）を実施します。	
	11	学校教育課	豊川市小中学校人権教育研究会並びに推進委員会を開催します。人権や男女共同参画に関する実践を紀要にまとめます。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向3　男女平等の職場づくりの推進

基本施策６　　あらゆる職場における男女共同参画の推進
○性差別のない職場づくりや女性活躍の裾野を広げるための啓発を実施します。 ○男女共同参画への理解と取り組み意識を高めるための出前講座を開催します。 ○積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の取組を促進するための情報を提供します。 ○農業における労働環境の改善を促すため、「家族経営協定」の普及啓発を実施します。 ○農村生活アドバイザーを積極的に活用します。 ○男女共同参画への理解を高めるための職員研修を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
事業所に対する男女共同参画の啓発	1	人権生活安全課	広報や市ホームページに、男女共同参画関連情報を掲載します。 国や県の通知から情報を収集し、情報紙「ゆい」を発行します。年２回（９月、３月）に各3,500部発行し、市内公共施設や金融機関、ファミリーフレンドリー企業、あいち女性輝きカンパニー認証企業などに設置します。	
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、普及活動を行います。	

事業所向け出前講座の開催	3	人権生活安全課	事業所を対象とした男女共同参画推進出前講座を開催します。	
事業所における積極的改善措置（ポジティブ･アクション）の普及	4	人権生活安全課	国や県から配布されたチラシを窓口に設置します。 情報紙「ゆい」で、ワーク・ライフ・バランスや女性活躍などの記事を掲載します。	
	5	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、普及活動を行います。	

自営業における男女共同参画の啓発	6	人権生活安全課	女性の能力を活用できる事業の普及を図り、啓発を行います。	
	7	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、普及活動を行います。	
家族経営協定の普及啓発	8	農務課	自営業者等における女性従業者の労働条件、労働環境の改善に向け、「家族経営協定制度」の普及を図り啓発を行います。	
農村生活アドバイザー制度の活用	9	農務課	県が認定した農村生活アドバイザーを活用し、農業振興に係る女性の意見を積極的に取り入れます。	
男女共同参画を推進するための研修の実施	10	人事課	**新人研修において、男女共同参画についての研修を実施します。**	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち（豊川市女性活躍推進計画）

施策の方向3　男女平等の職場づくりの推進

基本施策７　　雇用機会均等の促進

〇市民及び事業所に対し、雇用機会均等法及び労働基準法など、雇用に関する法律について周知や啓発を進めます。
〇事業所に対し、男女の均等な雇用機会の確保を図るための啓発を実施します。
〇女性活躍推進法に基づき、女性職員の採用割合などの女性の職業選択に資する情報を公表します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
雇用や労働に関する法律の周知	1	人権生活安全課	情報紙「ゆい」等を配布し、啓発を行います。 女性の人材育成等を目的とするエンパワーメント講座を開催し、雇用に関する法律を学ぶ機会を提供します。	
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	

女性の就業機会確保の啓発	3	人権生活安全課	「子育てと仕事の両立」等女性の就業機会に関する内容を取り入れた男女共同参画推進出前講座を、ホームページやチラシ等で広く周知し、事業所を対象に講座を開催します。	
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。 7月28日、11月17日に女性の再就職相談を実施します。	
男女の雇用問題に関する情報の収集･提供	5	人権生活安全課	国や県のホームページを参考に、男女の雇用問題に関する情報を収集し、情報紙等を利用して情報提供を行います。	
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向3　男女平等の職場づくりの推進

基本施策８　　労働条件・労働環境の向上

〇事業主に国が行う事業所内保育施設の設置に対する助成制度を周知し、労働環境の整備・充実を促します。
〇事業主に対して男女同一待遇、同一賃金や同一価値労働に対する正規・非正規労働者の格差解消の啓発を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
事業所内保育施設助成金の周知	1	人権生活安全課	市ホームページ等で事業主に国が行う企業主導型保育事業を周知し、労働環境の整備・充実を促します。	
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	
女性にとって働きやすい職場環境整備の啓発	3	人権生活安全課	広報や情報紙「ゆい」等による啓発を行います。	
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	

従業員の待遇格差解消の啓発	5	人権生活安全課	国などのホームページ等から情報収集を行い、広報や情報紙を利用して啓発を行います。	
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち（豊川市女性活躍推進計画）

施策の方向4　女性の就業支援

基本施策9　女性の活躍を支援する多様な働き方の推進

〇えるぼし認定やあいち女性輝きカンパニー認証制度についての情報提供を行い、女性の就業機会や人材活用など女性活躍推進への啓発を実施します。
〇事業所に対し、テレワークやフレックスタイム制など、柔軟な勤務形態に関する情報を提供し、制度の導入等を促進します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
えるぼし認定やあいち女性輝きカンパニー認証制度の情報提供	1	人権生活安全課	国や県のホームページ等から情報を収集し、えるぼし認定等に関する記事を掲載した情報紙「ゆい」等にて啓発を行います。	
市町村版あいち女性の活躍プロモーションリーダーの周知	2	人権生活安全課	**令和８年度より市町村版あいち女性の活躍プロモーションリーダーの活動を開始したことについて、市ホームページ等を利用し、周知します。**	
在宅勤務、フレックスタイム制等の情報提供	3	人権生活安全課	国や県などのホームページ等から情報収集を行い、啓発活動を行います。	
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向4　女性の就業支援

基本施策１０　　女性の就業継続・再就職・起業の支援

〇出産・育児によってキャリアが中断されることのないよう、キャリア継続・キャリアアップのための啓発を行います。
〇生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、結婚・出産・子育てにより離職した者への学習支援や能力開発を支援する講座を開催します。
〇国などが実施する女性のチャレンジや起業に関する情報提供と啓発を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
キャリア継続･キャリアアップのための啓発	1	人権生活安全課	国や県からの情報を収集し、広報や市ホームページを通じた情報の提供および啓発活動を行います。	

女性のチャレンジ支援の啓発	2	人権生活安全課	国や県からの情報を収集し、広報や市ホームページを通じた情報の提供および啓発活動を行います。	
	3	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布や、ＳＮＳ等を利用した啓発活動を行います。 とよかわ創業・起業支援ネットワークと連携し、女性が起業しやすい環境づくりを進めます。	
女性の就労支援に関する情報の提供	4	人権生活安全課	国や県からの情報を収集し、市ホームページを通じた情報の提供および啓発を行います。	
	5	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、周知活動を行います。	
女性の再就職キャリアアップのための講座の開催	6	人権生活安全課	女性の人材育成などを目的とするエンパワーメント講座を開催し、ライフプランニングや、雇用状況等を学ぶ機会を提供します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向5　方針決定･計画立案等への女性の参画推進

基本施策１１　職場や地域活動における方針決定過程への女性の参画拡大
○事業所における役員や管理職への女性の登用を促進し、女性の能力が発揮できる機会を支援します。 ○団体、地域における女性役員登用など地域活動や市民活動に男女が平等に参画できる環境づくりに努めます。 ○政策・方針決定の場における性別不均衡の是正を図るとともに、審議会等委員の女性比率が４５％以上となるよう、女性の委員登用を促進します。 ○性別を問わず広く市民からの意見・提言を反映するため、審議会など委員への市民公募による登用を促進します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
団体、地域における女性役員登用の啓発	1	人権生活安全課	「子育てと仕事の両立」等女性の就業機会に関する内容を取り入れた男女共同参画推進出前講座を、ホームページやチラシ等で広く周知し、事業所を対象に講座を開催します。 また、あいち女性輝きカンパニー認証制度やワーク・ライフ・バランスを紹介した情報紙「ゆい」を配布し、市ホームページに掲載します。	

事業所における女性管理職登用の促進	2	人権生活安全課	「子育てと仕事の両立」等女性の就業機会に関する内容を取り入れた男女共同参画推進出前講座を、ホームページやチラシ等で広く周知し、事業所を対象に講座を開催します。 また、あいち女性輝きカンパニー認証制度やワーク・ライフ・バランスを紹介した情報紙「ゆい」を配布し、市ホームページに掲載します。	
	3	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。	

地域活動や市民活動に男女が対等に参画できる環境づくり	4	人権生活安全課	地域活動や市民活動で男女が対等なパートナーとしてともに活躍できる環境づくりをする「男女共同参画推進出前講座」を開催します。	
「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」の周知	5	人権生活安全課	「豊川市審議会等委員への女性登用促進ガイドライン」に基づき、各部長へ女性登用に関する理解と協力を依頼するとともに、年度初めに関係各課・機関へ女性登用状況調査を行います。	
審議会等委員への公募制度の導入	6	人権生活安全課	また、企画政策課と合同で、全庁的に「審議会等に関係する各種ガイドラインの適用状況等に関する実態調査」を行い、審議会委員の登用状況を把握します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向5　方針決定･計画立案等への女性の参画推進

基本施策１２　　女性の人材育成の促進
○女性が地域活動や団体活動に積極的に参加し、リーダーや団体などの役員に登用されるよう、人材養成に向けた講座の参加を促進します。 ○地域における女性リーダーを発掘、育成するとともに、女性人材リストを作成し、その人材を活用します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
エンパワーメント講座の開催	1	人権生活安全課	女性の人材育成などを目的とする「エンパワーメント講座」を実施します。	
女性人材リストの作成、人材の活用	2	人権生活安全課	各課へ、地域における女性リーダーについての調査を依頼し、人材リストを周知し、活用を依頼します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)

施策の方向6　家庭･地域活動における男女共同参画の推進

基本施策１３　　家庭・地域活動における男女共同参画の推進
○家庭や地域、市民活動団体向けの男女共同参画の学習機会を提供します。 ○家庭における男女共同参画を促進するため、「家庭の日」の普及啓発を実施します。 ○家事は女性の仕事という意識を改善するため、広報紙や情報紙、ホームページなどを利用して家庭での男女共同参画に関する情報を提供します。 ○男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。 ○地域で活躍する団体や子育てサークルなどが実施する事業を支援し、団体の育成を図ります。 ○地域で活躍する団体やグループのネットワークづくりを促進します。 ○地域のボランティア活動への参加の機会を拡充するため、学習の機会やボランティア情報を提供します。 ○地域における伝統文化の継承、学習講座などを通じて、子どもや若者、高齢者など、世代間交流を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
ジェンダー研修プログラムの作成	1	人権生活安全課	新規採用職員向けに、男女共同参画に関する研修を実施します。 また、性の多様性への理解を深める講座として、「LGBTQを知る基礎セミナー」（市民向け）を実施します。	

出前講座の開催	2	人権生活安全課	「男女共同参画推進出前講座」を実施し、町内会や市民活動団体も申込対象とします。	
「家庭の日」の啓発リーフレットの配布	3	生涯学習課	県の作成したリーフレットを公共施設に配布して、啓発を図ります。また、市内小中学校の児童・生徒が作成した家庭の日のポスターの中から優秀な作品を公共施設に展示し、入賞者に図書カードを贈呈する予定です。	
家庭における男女共同参画の啓発	4	人権生活安全課	人権講演会にて、男女共同参画啓発ブースを設け、令和6年度豊川市男女共同参画市民意識調査において関連する設問の結果等を掲示します。	
ボランティア体験・養成講座の開催	5	市民協働国際課	各種ボランティアを養成する講座を実施し、学習の機会を提供します。	
子育てサポーター養成講座の開催	6	子育て支援課	地域などで子育て支援に関わる人材を育成する「子育てサポーター養成講座」を開催します。	

とよかわ防災リーダーの養成	7	危機管理課	①養成講座 (1)とよかわ防災リーダー養成講座 令和8年8月1日（土） ・防災センター　　養成人数40名（予定） (2）とよかわ女性防災リーダー養成講座 令和8年8月2日（日） ・防災センター　　養成人数20名（予定） ②フォローアップ研修 令和8年8月29日（土）・8月30日（日） ・防災センター　　受講人数60名（予定）	
防災ボランティアコーディネーターの養成	8	危機管理課	①フォローアップ研修 令和8年9月～12月頃、2回開催予定 受講人数各回20名（予定）	
女性団体や子育てサークルへの支援	9	人権生活安全課	女性団体サークル支援につながる講座を開催します。	
	10	子育て支援課	子育てサークルの支援、情報提供を行います。	
女性団体ネットワークづくり	11	人権生活安全課	男女共同参画事業団体と企画運営し、ネットワークづくりに努めます。	

女性団体の交流会等の開催	12	人権生活安全課	男女共同参画関係団体との打ち合わせ会議や講座等のイベントにおいて共同作業を実施し、意見交換を行います。	
ボランティア情報紙の発行	13	市民協働国際課	活動団体の情報を広く提供するために、ボランティア・市民活動情報紙を発行します。	
ボランティア人材バンク登録制度の活用	14	生涯学習課	ボランティアの人材バンク登録と利用の促進のため、ボランティア一覧表を公共施設へ配布・ホームページでの公開、広報とよかわへの記事を掲載して、ボランティアに関する情報提供を行います。	
世代間交流事業の実施	15	生涯学習課	令和8年10月25日に伝統芸能公演事業を実施する予定です。	
講演会、講座等の休日開催と託児の配慮	16	危機管理課	とよかわ女性防災リーダー養成講座（託児配慮） 防災講演会（託児配慮）	
	17	人権生活安全課	市主催講座の開催にあたり、必要に応じて休日開催の講座を設定します。 また、市主催講座や講演会には、極力託児を設けます。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向7　ワーク･ライフ･バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本施策１４　　ワーク・ライフ・バランスの推進と啓発

〇ファミリー・フレンドリー企業や育児・介護休業制度等の情報を提供し、取組に向けての啓発を行います。
〇事業所における社会活動への参加や取組などの啓発を行います。
〇児童・生徒に対しワーク・ライフ・バランスの理解のため、家庭科などの授業において家庭や地域、仕事についての学習を行います。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
ファミリー･フレンドリー企業の紹介	1	人権生活安全課	情報紙「ゆい」にて、ファミリーフレンドリー企業を紹介します。 また、あいち女性輝きカンパニー認証制度やファミリーフレンドリー企業について市ホームページで周知します。	
	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。	
育児･介護休業制度等の啓発	3	人権生活安全課	広報、市ホームページ等で啓発活動を行います。	
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。	

家庭科などの授業で、ワーク･ライフ･バランスの学習の実施	5	学校教育課	小中学校では、児童生徒の発達段階に合わせて、家族・家庭生活、衣食住、消費生活・環境の３つの内容全てにおいて、男女共修で授業に取り組みます。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況調査表

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向7　ワーク･ライフ･バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本施策１５　　男性の家庭・地域活動等への参画促進

〇従来、女性が担うという意識が高かった育児や介護について、男性も担うという意識の醸成を図ります。
〇男性の家事や育児、介護、地域活動の参画のための学習機会を提供します。
〇子ども会やＰＴＡなど、女性が参加する割合の多い地域活動に男性の参加を促進します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
男性の育児と介護への参加啓発	1	人権生活安全課	家庭における男女共同参画意識の向上を図る講座を実施します。 また、男性が参加しやすい内容の講座を実施します。	
	2	子育て支援課	家庭における男女共同参画意識の向上を図る講座を実施します。 また、男性が参加しやすい内容の講座を実施します。	
妊産婦教室への夫婦参加	3	母子保健課	妊娠・出産・育児に関する知識、技術の習得だけでなく、参加者同士の交流により不安の解消や仲間づくりを意識し実施します。	

男性の料理教室の開催	4	生涯学習課	引き続き男性が参加しやすい料理教室を開催していきます。	
	5	人権生活安全課	家庭における男女共同参画意識の向上を図る講座を実施します。 また、男性が参加しやすい内容の講座を実施します。	
家事援助講座などの開催	6	人権生活安全課	男性の家事参加をテーマにした講座を開催します。	
男性のための男女共同参画講座の開催	7	人権生活安全課	男性の家事参加をテーマにした講座を開催します。	

男性の地域活動への参加促進	8	生涯学習課	子ども会やPTA活動へ、男性の参加を促進する啓発を行います。また、子ども会では夫婦交代での事業参加を含めて、環境整備に取り組みます。	
	9	人権生活安全課	講座や広報、情報紙「ゆい」等による啓発活動を行います。	
親子ふれあい工房の開催	10	生涯学習課	男性保護者も参加したくなる講座内容を企画します。（全６回の講座を実施予定）	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち(豊川市女性活躍推進計画)
施策の方向7　ワーク･ライフ･バランス(仕事と生活の調和)の推進

基本施策１６　　子育て環境の充実化
○保育需要の高い３歳未満児の受入拡充を図るとともに、市民ニーズに見合う保育サービスを提供します。 ○相談体制の整備や保護者の交流、子育て自主グループの活動支援など、各種子育て支援サービスを実施します。 ○子どもの居場所づくりに向けて、児童健全育成活動を推進します。 ○保護者の経済的負担を軽減するため､医療費助成制度を実施します。 ○地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。 ○悩みを抱えている青少年に対し、適切な助言や支援を提供します。 ○子どもや若者を健やかに育成するための啓発や支援を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
3歳未満児保育の充実	1	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴い需要が増えている3歳未満児保育について、受入児童の増加等保育の充実を図ります。	
時間外保育の充実	2	保育課	原則的な保育の時間を超えて保育を必要とする時間外保育の充実を図ります。	

一時預かり事業の実施	3	保育課	保護者の就労形態の多様化に伴う一時的な保育、保護者の疾病等による緊急時の保育等の需要に対応するため、一時的預かり事業を実施します。	
病後児保育の実施	4	保育課	病気中又は病気の回復期にあり、保護者の就労等により家庭で保育できない場合に指定施設で保育する病児・病後児保育を実施します。	
休日保育の実施	5	保育課	保護者の就労形態の多様化等により、日曜日や祝日において保育の必要性がある場合に指定保育園で保育する休日保育を実施します。	
民間保育園への支援	6	保育課	保育の必要性がある児童に係る保育の利用を民間保育所に委託し、児童の健全な育成に努めるとともに、保育所職員の処遇改善と保育所運営に対し助成を行い経営の健全化に努めます。	
保育所情報の提供	7	保育課	保育園や認可外保育施設等の情報を様々な媒体により提供します。	
ファミリー・サポート・センター事業の実施	8	子育て支援課	育児の援助を受けたい人と育児の援助が可能な人を結び付け、子育て支援の円滑化を図ります。	
養育支援事業の実施	9	こども家庭課	養育支援が特に必要と思われる家庭を訪問し、育児指導・助言を行います。	

児童館事業の実施	10	子育て支援課	今年度、各児童館に1名以上、子育て支援員の研修修了者を配置した。これにより、市内の全児童館において地域子育て相談機関を開設し、子育てに関する相談に応じる事業が可能となった。	
児童クラブ(放課後児童健全育成事業)の充実	11	子育て支援課	**校区を超えて送迎にて通える通年拠点児童クラブを1か所増設し、待機となった児童が入所できる機会を増やした。夏休みにこれまで3か所拠点児童クラブを設置していたが、1クラブ増設して、4か所にて拠点児童クラブを運営予定。入所児童数の増を見込むことができる。**	
家庭児童相談室の設置	12	こども家庭課	こどもの問題で悩みを持つ相談者（主に保護者）に対し助言を行い、子育ての不安解消に努めます。	
子育て相談事業の実施	13	子育て支援課	子育て支援センター、保育園で育児相談を実施します。	

少年愛護センター事業の実施	14	生涯学習課	少年愛護センターにおいて、青少年一人ひとりの状況に応じた電話相談及び面接相談を行います。また、不登校やニート・ひきこもりなどの悩みや課題を抱える子ども・若者の育成支援のため、義務教育後の切れ目の無い対応に重点を置き、少年愛護センターでも心理相談員による面接相談を行うなど、助言・指導・関係機関への連絡を行います。	
子ども医療費助成制度の実施	15	保険年金課	出生から高校３年生世代までの子どもを対象に、通院・入院の保険診療にかかる自己負担額の助成を継続する。	
「赤ちゃんの駅」を設置する公共施設･民間施設の情報提供	16	子育て支援課	乳幼児連れの保護者が外出中に気軽におむつ替え、授乳等ができる施設を「赤ちゃんの駅」として広く公表して、安心して外出できる環境を整備します。	
「移動式赤ちゃんの駅」の貸出	17	子育て支援課	市内で開催されるイベントに、テントや折りたたみ式おむつ替え台等を「移動式赤ちゃんの駅」として希望する団体へ貸し出し、地域全体で子育てにやさしいまちづくりを推進します。	

子ども若者育成支援推進法に基づく啓発と支援	18	人権生活安全課	各種相談業務を行うとともに、家庭児童相談室や少年愛護センター等関係機関との連携を推進します。	
	19	地域福祉課	学習支援事業を引き続き実施します。 支援を必要とする世帯に広く周知をするとともに、参加者の進学率、参加率及び満足度の向上を目指します。また、学生ボランティアの周知を図り支援の充実に努めます。	
子育て支援センター事業の実施	20	子育て支援課	子育てに関する相談指導、子育てサークルの支援、育児に関する情報の提供をします。	
放課後子ども教室の実施	21	生涯学習課	引き続き、放課後子ども教室事業を通して子ども達が地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを実施します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標2　　個性と能力を発揮して活躍できるまち（豊川市女性活躍推進計画）
施策の方向7　ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

基本施策１７　　介護環境の充実化				
○高齢者の総合的な相談窓口として、福祉相談センターの機能を充実します。 ○誰もが介護に携わることができるように、介護保険制度の周知や介護技術の習得支援、家族介護者同士の交流の場を提供し、家族介護者を支援します。				
個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
福祉相談センター事業の実施	1	介護高齢課	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を引き続き実施します。	
家族介護者教室の開催	2	介護高齢課	介護に必要な知識を学ぶことで、介護者の負担軽減を図ることを目的とした講座を開催します。	
介護者交流会の開催	3	介護高齢課	介護者同士で普段の生活の中で抱える介護の思いを話し合い、気持ちの整理をしながら、気分転換を図るための交流会を開催します。	
介護保険制度の周知	4	介護高齢課	保険者である東三河広域連合と連携を図りながら、ホームページ、窓口での説明資料の充実など、随時、見やすく分かりやすい情報周知に努めます。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向8　生涯を通じた健康づくりの支援

基本施策１８　　学校、家庭、職場における健康づくりの促進
○妊娠期・乳幼児期、児童期・少年期、働く世代、高齢者など、ライフステージに沿った心身の健康づくりのために、健康管理の推進や生活改善に向けた取組、メンタルヘルスや自殺防止対策などの事業を実施します。 ○子どもや成人、高齢者といったライフステージに応じたスポーツ機会を提供するほか、多くの市民が意欲的に参加できるように様々なスポーツ機会の創出に努めます。 ○喫煙や受動喫煙による健康への影響について理解を深めるとともに、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙防止の推進に取り組みます。 ○アルコールの及ぼす害や飲酒に対する正しい知識を得るため、学習する機会を充実します。 ○児童・生徒へ薬物乱用の害から身を守るための学習を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
健康教室の開催	1	健康推進課	ライフステージに沿った健康づくりの知識等の普及啓発を行います。（健康教室の実施）	
健康相談の実施	2	健康推進課	自分自身の健康管理を行うことを目的に、健康相談、食べ方と栄養相談、健診受診者を対象とした結果相談会等にて個々に合わせた助言等を行います。（健康相談の実施）	

こころの健康相談(面接相談･電話相談)の実施	3	健康推進課	心の悩みを持つ人とその家族が悩みを整理し、今後の見通しをたてることを目的に電話・面接相談を実施します。（こころの健康相談）	

自殺防止対策の実施	4	健康推進課	自殺対策の一環として自己肯定感を高める心の健康づくりの推進、周囲の気づきと見守りを促進することを目的に講演会を実施します。	
	5	地域福祉課	自殺予防月間に実施する図書館コラボ展を継続して実施して、広く市民への意識の啓発に努めます。また、職員向けゲートキーパー研修を実施予定です。	
地域生涯学習事業の実施	6	生涯学習課	地域における健康の維持増進を図るための各種地域生涯学習講座を実施します。	
ニュースポーツ出前教室の開催	7	スポーツ課	スポーツ推進委員が老若男女誰もが参加しやすいニュースポーツ出前教室を開催し、多くの市民のスポーツ機会を創出します。また、ニュースポーツ出前教室を通じ校区住民相互の親睦を深めます。	
喫煙が及ぼす健康被害の啓発	8	健康推進課	妊娠届出時禁煙啓発チラシを配布します。健康相談、健康教育時等で適宜啓発を実施します。広報とよかわ等で啓発記事を掲載します。	
生活環境における分煙化の促進	9	健康推進課	受動喫煙防止についての啓発をホームページ等で実施します。	

喫煙防止教育の実施	10	学校教育課	市内全ての学校において、敷地内禁煙としています。また、保健の学習や集会等で、喫煙による健康への影響を学ぶ喫煙防止教育を実施します。	
アルコールに関する啓発と学習の実施	11	健康推進課	妊娠届出時、健康相談、健康教育等で適宜アルコールに関する啓発を実施します。	
	12	学校教育課	保健の学習において、アルコールの急激な摂取や過度の摂取による害について学ぶ機会を設けます。長期休業前には、アルコールにかかわる問題等についても指導しています。	
薬物乱用防止教育の実施	13	学校教育課	中学校での保健の学習、保健集会、学校保健委員会等を活用し、薬物乱用防止教育を行います。警察や外部団体の方を講師に招いて学習会を開催し、具体的な例をもとに、薬物の恐ろしさについて知り、効果的に学習を進めます。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち
施策の方向8　生涯を通じた健康づくりの支援

基本施策１９　　ライフステージに対応したリプロダクティブ・ヘルス／ライツの推進

〇性別にかかわりなく性と生殖に関する健康について理解を深め、産む性としての女性の自己決定権を尊重する意識の普及啓発を実施します。
〇妊娠から産後について母子ともに安心した生活が送れるように分娩、育児などについての正しい知識の普及啓発と健康維持に関する指導を実施します。
〇妊婦の健康保持と健全な出産や育児ができるよう、教育を行うとともに、妊産婦同士や先輩パパママとの交流による父性、母性意識の向上とネットワークづくりや子育てをする仲間づくりを促進します。
〇性感染症や婦人科的疾患、更年期障害、その他女性の健康をめぐる様々な問題について、心の悩みも含めて健康支援を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
リプロダクティブ･ヘルス／ライツの啓発	1	人権生活安全課	パンフレットや情報紙「ゆい」を活用し、「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」の用語の啓発に努めます。	
妊産婦健康診査の実施	2	母子保健課	妊産婦に対して、健康の保持増進・異常の早期発見・早期治療を図ることを目的に、妊産婦健康診査16回と子宮頸がん検診を公費負担で実施します。	

乳幼児健康診査の実施	3	母子保健課	各月齢期の子どもの異常の早期発見・早期治療を図り、安心して子育てできるよう正しい知識の啓発、子育て支援に配慮して実施します。	
こんにちは赤ちゃん訪問事業の実施	4	母子保健課	生後4か月までに乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境を把握、適切なサービスにつなげます。	
母子健康手帳交付時指導の実施	5	こども家庭課	妊娠届出書、相談票をもとに妊婦とその家族の状況を把握し、必要な支援につなげます。	
妊産婦教室の開催	6	母子保健課	妊娠・出産・育児に関する知識、技術の習得だけでなく、参加者同士の交流により不安の解消や仲間づくりを意識し実施します。	
子育て教室の開催	7	母子保健課	月齢に合わせ、講話や体験、他の親子との交流、情報交換を通し、愛着形成や子育て能力の向上につながるように支援します。	
育児相談の実施	8	母子保健課	育児や子どもの成長について相談することで、育児に意欲や自信が持てるように支援します。	

子宮頸がんに対する予防啓発と支援の実施	9	健康推進課	HPVワクチンの接種PRのため、ポスター掲示や個別通知での勧奨を行います。また医師会と共同で作成したパンフレット「とよかわの中学生に知ってほしいがんの話」を市内の全中学生と教職員、学校医等へ配布し、がん教育の学習資料として活用することでがんに対する予防啓発を行います。 2歳児歯科健診に来所した保護者に向けて検診の勧奨や好発年齢の対象の方へはがきでの啓発を行います。	
乳児とのふれあい体験事業の実施	10	母子保健課	自己肯定感を育む事業として、学校、民生委員児童委員・主任児童委員等と地域で協働し、実施します。	
産後のからだ整え教室の実施	11	健康推進課	産後早期からこころとからだを大切にすることの重要性を学ぶ運動実践教室を実施します。	
子育て世代のリフレッシュエクササイズの実施	12	健康推進課	産後早期からこころとからだを大切にすることの重要性を学ぶ運動実践教室を実施します。	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち
施策の方向9　男女共同参画の視点からの防災の推進

基本施策２０　男女共同参画の視点からの防災の推進				
〇女性の視点を取り入れた災害への備えを啓発します。 〇女性が安心できる避難生活を支援します。 〇男女双方の視点を取り入れ、自主防災会の牽引役である防災リーダーや防災ボランティアコーディネーターを養成する講座を実施します。 〇男女共同参画の視点からの防災について情報収集を行うとともに、庁内関係各課との連携を図ります。				
個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
女性のための防災ハンドブックの作成	1	危機管理課	**女性のための防災ハンドブックを2,000部増刷します。**	
大規模災害時の備蓄	2	危機管理課	**大規模災害に備え備蓄品を購入します。** **主な購入備蓄食料等** **アルファ化米** **飲料水** **液体ミルク** **生理用品** **紙おむつ** **ウェットティッシュ**	

災害時トイレの確保	3	危機管理課	**新規指定避難所等に簡易トイレを含む資機材を整備します。**	
危機管理課に女性職員を配置	4	危機管理課 人事課	**女性職員2名を含む体制で運営します。**	
避難所対策員に女性職員を配置	5	危機管理課	**避難所対策員の女性職員配置に配慮します。**	
外国人市民参加の避難･防災訓練の実施を支援	6	市民協働国際課	**町内会や企業等、地域と連携し、外国人市民が避難・防災訓練に参加し、災害への備えができるように支援します。**	
男女共同参画の視点からの防災についての情報収集と提供	7	人権生活安全課	**国や県、他の自治体からの情報を収集し、市ホームページを通して男女共同参画の視点からの防災についての情報を提供します。**	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向10　誰もが安心して暮らせる生活環境づくり（豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）

基本施策２１　　男女共同参画の視点に立った生活上の困難者に対する支援				
○自立した生活を送ることができるように、生活困窮者相談の充実を図ります。 ○生涯を通じて社会と関わりを持ちながら活躍できるよう、高齢者への能力活用を図ります。 ○高齢者や障害者などの経済的負担を軽減するため、医療費助成制度を実施します。 ○ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、相談事業の実施や、生活支援、就業支援、養育費確保等支援、経済的支援を実施します。 ○地域において、障害者が自立した生活を送れるように、福祉サービスや相談支援体制の充実を図ります。 ○高齢者の生活意欲の向上と体力の維持、健康寿命の延伸に対する意識啓発を実施し、地域生活において生きがいを持って安心して生活できるよう、福祉サービスの推進、介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。 ○誰もが、認知症になっても社会とのつながりを持って生き生きとした生活ができるよう、地域における認知症の理解を促進します。 ○地域高齢者の親善と交流、健康と福祉の増進のための事業を開催し、高齢者の地域社会への参加を促します。 ○言葉の問題で支援ニーズや意思の把握に支障が生じないよう、多言語による相談対応を行います。 ○関係機関などが主催する相談員や担当職員向けの研修に参加したり、庁内関係各課を対象とした研修などを実施したりすることで、相談員や職員の資質向上を図ります。 ○関係機関や庁内各課との連携により、支援対象者の状況に対応できる適切な措置や一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて適切な支援を提供します。				
個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考

相談支援員と就労支援員による相談の実施	1	地域福祉課	相談事業を引き続き実施し、必要な支援を行います。	
シルバー人材センター会員の技能研修の開催	2	介護高齢課	草刈安全講習会 パソコン講習会 スマホ講習会 料理講習会 障子・網戸張替講習会 筆ペン・ボールペン講座　会員研修会 女性限定講習会 女性限定講座 剪定会員養成講習会 シルバーウォーキング	
障害者医療費助成制度の実施	3	保険年金課	身体障害者手帳1～3級の方等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。	
精神障害者医療費助成制度の実施	4	保険年金課	精神障害者保健福祉手帳1・2級の方を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。また、自立支援医療受給者証（精神通院）をお持ちの方を対象に、精神通院医療の保険診療にかかる残りの自己負担額（1割）を助成します。	

後期高齢者福祉医療費助成制度の実施	5	保険年金課	後期高齢者医療被保険者のうち一定以上の障害をお持ちの方等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。	
福祉給付金支給制度の実施	6	保険年金課	後期高齢者医療被保険者のうちひとり暮らしで市民税が非課税の方を対象に、保険診療にかかる自己負担額の1/2を助成します。	
遺児の育成を図る手当の実施	7	子育て支援課	遺児の監護又は養育する方に遺児の福祉のための支給をします。	
母子･父子自立支援員による相談の実施	8	子育て支援課	ひとり親家庭の家庭生活の悩みに関する相談に応じるとともに、自立に必要な情報提供及び指導並びに職業能力向上、活動の支援を行います。	
母子･父子家庭医療費助成制度の実施	9	保険年金課	18歳以下の児童を養育している母（父）子家庭の母（父）と該当児童等を対象に、保険診療にかかる自己負担額を助成します。	
障害者就労支援事業の実施	10	障害福祉課	障害者の就労に関する相談支援事業を引き続き行うとともに、障害者支援施設から一般就労への移行を引き続き促進します。	

居宅介護、生活介護、共同生活援助等障害福祉サービス事業の実施	11	障害福祉課	居宅介護、生活介護、共同生活援助等障害福祉サービス事業を引き続き実施します。	
地域活動支援センター等地域生活支援事業の実施	12	障害福祉課	地域活動支援センター等地域活動支援事業を引き続き実施します。	
相談支援専門員の充実	13	障害福祉課	相談支援事業を委託し、障害者の相談に対応できる体制を引き続き整備します。	
ピアカウンセラーの設置	14	障害福祉課	引き続き、継続して設置します。	
手話通訳者の設置	15	障害福祉課	令和２年度に手話通訳者が２名から１名に減したため、公募による採用面接を実施し、通訳者の不在となる時間が無い体制を構築します。	
「安心のてびき」、「あなたと歩む介護保険」の作成	16	介護高齢課	「安心のてびき」、**「あなたと歩む介護保険」**の更新を行い、介護高齢課窓口への設置や、福祉相談センター、民生委員、社会福祉協議会等関係機関に配布します。	
介護予防事業の実施	17	介護高齢課	活動性や生活機能が低下して要介護状態とならないよう、介護予防に資する基本的な知識を普及啓発するために介護予防教室等を開催します。	

福祉相談センターによる介護予防マネジメント、地域支援事業の実施	18	介護高齢課	総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント、介護予防ケアマネジメント等を引き続き実施します。	
元気応援隊活動の実施	19	介護高齢課	介護予防活動の地域展開を図るために、運動教室をきっかけとした自主グループの創出支援や、既に活動している通いの場の継続支援、通いの場を運営する人材の育成等を行います。	
認知症サポーター養成講座の実施	20	介護高齢課	認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成するため、老人クラブ始め、各種団体やグループの依頼に対して、職員を派遣します。	
老人クラブ活動への支援	21	介護高齢課	老人クラブ及び老人クラブ連合会が高齢者の福祉向上のために行う各種事業に必要な経費に対して、引き続き補助金を交付します。	
シルバー人材センターへの支援	22	介護高齢課	高齢者の能力を活用するために行う事業費に対して、引き続き補助金を交付します。	
出前講座への講師派遣	23	介護高齢課	老人クラブ始め、各種団体やグループの依頼に対して介護予防等の普及・啓発を行うため、職員を派遣します。	

地域生涯学習講座の開催	24	生涯学習課	健康体操教室をはじめ、高齢者を対象としたヨガ教室、昔懐かしい歌を歌う教室、認知症予防教室を実施します。	
小坂井文化センターにおける高齢者親善交流事業の実施	25	人権生活安全課	地域高齢者を対象に交流事業を開催し、親睦を深めるとともに、地域のコミュニティ活動の活性化を図ります。また、今年度は適切な歩き方や身体のケアを身に着け、日常生活の質を向上させることを目的とした「シニア世代のための筋力アップ教室」を開催します。	
重層的支援体制整備事業の実施	26	地域福祉課	**多機関協働事業、アウトリーチ事業、生活支援事業等により複雑化・複合化した課題を抱える人の支援を実施します。**	

外国人への翻訳、通訳を利用した情報提供及び相談事業の実施	27	市民協働国際課	**引き続き、ポルトガル語、ベトナム語、英語、中国語の通訳者による相談窓口での通訳業務を行う。また、通訳者が不在の言語については、テレビ電話通訳（１７言語）や電話通訳（２０言語）を使って対応する。** **各課で配布する文書について、各課からの依頼により翻訳し、外国人市民へ配布できるようにする。通訳が在籍する４言語とタガログ語が対応可能。**	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向11　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（豊川市DV防止基本計画）（豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）

基本施策２２　　暴力、児童・高齢者・障害者虐待等の防止対策の推進

〇配偶者等からの暴力の防止や、被害者の保護等に関する法律を周知します。
〇暴力や児童・高齢者・障害者虐待などの根絶に向けた啓発・研修会などを実施します。
〇暴力や児童・高齢者・障害者虐待防止対策として関係機関とのネットワークを強化します。
〇暴力や虐待など当事者が抱える心の問題などに対して、誰もが相談しやすい環境整備を進め、相談内容に応じて関係機関や市民活動団体などの民間団体との連携を図ります。
〇暴力などの被害者支援のため、カウンセリングや専門機関、シェルター（保護施設）などの情報を提供します。
〇関係機関などが主催する相談員や担当職員向けの研修に参加したり、庁内関係各課を対象とした研修などを実施したりすることで、相談員や職員の資質向上を図ります。
〇関係機関や庁内各課との連携により、支援対象者の状況に対応できる適切な措置や一時保護体制を確保し、心身の健康の回復に向けて適切な支援を提供します。
〇犯罪被害者等に対する意識の向上を図るとともに、犯罪被害者等に対する相談及び支援をします。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
関連法令等の周知	1	人権生活安全課	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律等を周知します。 11月12日から11月25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせてパープル・ライトアップ事業に参加します。	

広報紙への記事掲載	2	人権生活安全課	女性に対する暴力撤廃国際日（11月25日）に合わせ、広報および市ホームページに「女性に対する暴力をなくす運動期間」（11月12日～11月25日）について掲載します。	
	3	学校教育課	毎月、広報に心理教育相談室「ゆずりは」の相談時間等を掲載します。	
	4	介護高齢課	広報に高齢者虐待防止の記事を掲載します。	
	5	こども家庭課	児童虐待防止について、広報に掲載します。また、啓発リーフレットを、市内の中学生に配布予定です。	

DVに関する情報収集や情報提供	6	地域福祉課	緊急に援助が必要な女性に対し、保護施設等の情報提供を行います。	
	7	人権生活安全課	県の施設等の情報を提供し、支援体制の充実を図ります。	
	8	学校教育課	毎月、広報に心理教育相談室「ゆずりは」の相談時間等を掲載します。事案によっては、学校だけでなく、関係機関と連携して情報収集や情報提供を行います。	
	9	介護高齢課	福祉相談センターや豊川警察署と連携し情報収集や情報提供を行います。	
	10	子育て支援課	愛知県女性相談センターと連絡を密にし、情報収集を行います。	

DV防止研修会の開催	11	障害福祉課	**虐待防止に関する研修を希望する団体に対し、関係機関と連携し、企画、実施します。**	
	12	人権生活安全課	「デートDV」等DV防止に関する内容を取り入れた男女共同参画推進出前講座を、ホームページやチラシ等で広く周知し開催します。	
	13	学校教育課	校長会、生徒指導主任会等で、子どもの見守りを依頼します。また、要保護児童対策地域協議会に参加して情報収集したり、子育て支援課と情報交換したりして、関係機関と連携を図ります。	
	14	介護高齢課	個別のケースについて包括圏域ごとに随時開催します。	
デートDVの防止に向けた啓発や研修の開催	15	人権生活安全課	「デートDV」等DV防止に関する内容を取り入れた男女共同参画推進出前講座を、ホームページやチラシ等で広く周知し開催します。	
	16	学校教育課	他機関からの研修会案内を市内小中学校に情報提供します。	

児童虐待防止研修等の開催	17	学校教育課	各小中学校の関係職員を対象に、児童虐待への対応について研修会を開催します。また、要保護児童対策地域協議会に参加し、情報提供します。	
	18	こども家庭課	豊川市ヤングケアラー支援関係機関研修会を行います。	
東三河南部女性支援担当者会議との連携	19	人権生活安全課	東三河南部女性支援担当者会議に参加し、関係機関と情報を共有し、連携を深めます。	
	20	子育て支援課	東三河南部女性支援担当者会議に参加し、連携を図ります。	
要保護児童対策地域協議会の設置	21	こども家庭課	会議の開催により、関係機関との連携強化、情報共有を図ります。また、必要時には個別事案について、個別ケース検討会を開催します。	
高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会の開催	22	介護高齢課	虐待防止ネットワーク運営協議会等で高齢者虐待の事例検討を行います。（７月実施予定）	
障害者虐待防止のためのケース会議の開催	23	障害福祉課	必要に応じ、随時開催します。	

DV相談における窓口対応担当者連絡会議等	24	障害福祉課	**県などが主催する窓口対応担当者向け連絡会議や研修に適宜参加します。**	
	25	人権生活安全課	プリオ５階市民相談室において、毎月第１・３金曜日、毎月第２火曜日、年４回日曜日に実施します。	
	26	学校教育課	要保護児童対策地域協議会に参加し、関係機関との連携を深めます。また、事案の内容によっては、ケース会議に参加します。	
	27	介護高齢課	**担当者が会議に出席し情報共有を図ります。** また、高齢者虐待防止ネットワーク運営協議会を設置します。	
女性悩みごと相談の実施	28	人権生活安全課	プリオ５階市民相談室において、毎月第１・３金曜日、毎月第２火曜日、年４回日曜日に実施します。	
法律相談の実施	29	人権生活安全課	プリオ５階市民相談室において、毎週土曜日及び第４火曜日に弁護士による「法律相談」を実施します。	

人権よろず相談の実施	30	人権生活安全課	北庁舎４階市民相談室において毎週火曜日、また小坂井文化センターにおいて毎月第４木曜日に人権擁護委員による「人権よろず相談」を実施します。	
DV被害者に対する支援体制の充実	31	地域福祉課	生活保護受給者等就労自立促進事業実施要領等の一部改正について	
	32	人権生活安全課	プリオ５階市民相談室において、毎月第１・３金曜日、毎月第２火曜日に加えて、年４回日曜日に実施します。 また、女性弁護士による女性相談を実施します。	
	33	学校教育課	心理教育相談室「ゆずりは」で、カウンセリングを中心に児童生徒の支援を行い、必要な場合は専門機関と連携します。 ・勤労福祉会館　毎週月～金　10:00～16:50 ・音羽支所　毎週月～金　10:00～16:50 ・こざかい葵風館　毎週水　10:00～16:50	

	34	介護高齢課	虐待と判断したケースについては、関係機関等と連携を取りながら対応していきます。	
	35	子育て支援課	窓口にて相談に応じるとともに、県の施設等の情報提供を行います。また、緊急援護の必要に応じて入所を支援します。	
犯罪被害者等支援に関する啓発	36	人権生活安全課	**広報や市ホームページを利用し、豊川市犯罪被害者等支援条例や相談窓口について啓発を行います。**	

第３次豊川市男女共同参画基本計画進捗状況調査表

基本目標3　　誰もが安心して暮らせるまち

施策の方向11　配偶者等からのあらゆる暴力の根絶（豊川市DV防止基本計画）（豊川市困難な問題を抱える女性への支援に関する計画を含む）

基本施策２３　　多様なハラスメントの防止対策の推進

〇職場におけるセクシュアル・ハラスメントや、妊娠・出産・育児休業・介護休業などに関するハラスメントの認識を高めるための啓発を進めます。
〇職場におけるセクシュアル・ハラスメントを含めたハラスメント防止対策に向けた相談窓口を周知します。
〇職場におけるセクシュアル・ハラスメントを始めとした様々なハラスメント、待遇など、労働に関する相談を実施します。
〇様々なハラスメントを防止するための職員研修を実施します。

個別事業	No.	担当課	令和8年度　事業計画	備考
セクシュアル･ハラスメント防止の啓発	1	人権生活安全課	市ホームページにてセクシュアル・ハラスメント防止を啓発します。また、男女共同参画週間（６月23日～６月29日）に合わせて、６月23日～６月29日の期間に関連ポスターを掲示します。 男女共同参画推進出前講座にセクシュアル・ハラスメントについての講座をメニューに取り入れ、市ホームページやチラシで周知します。事業所を対象に事業を実施します。	

	2	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布を行い、啓発活動を行います。	
セクシュアル・ハラスメント対策として就業規則への反映、ガイドライン作成の啓発	3	人権生活安全課	男女共同参画推進出前講座にセクシュアル・ハラスメントについての講座をメニューに取り入れ、市ホームページやチラシで広く周知し、事業所を対象に事業を実施します。	
	4	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布や、広報・ホームページ等で労働相談窓口の周知活動を行います。	
労働相談窓口の周知	5	人権生活安全課	男女共同参画週間（6月23日～6月29日）に合わせて6月23日～6月29日の期間に関連チラシを掲示します。 市ホームページ等を活用して啓発します。	
	6	商工観光課	公共施設等でチラシ・パンフレットの配布や、広報・ホームページ等で労働相談窓口の周知活動を行います。	
労働相談の実施	7	商工観光課	毎月第2木曜日、労働相談を実施します。	
ハラスメントを防止するための研修を実施	8	人事課	**新任係長級職員及び新任課長級職員に対して、ハラスメントに対する知識を深める研修を実施します。**	

ハラスメントに対する苦情相談処理窓口を周知	9	人事課	**職員全員が閲覧可能なフォルダ等により、ハラスメントに対する苦情（相談）解決体制について周知します。**	